資料1

共同生活援助・短期入所事業所の人員について

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

1 共同生活援助 類型ごとの基準

		介護サービス包括型グループホーム	日中サービス支援型グループホーム	外部サービス利用型グループホーム		
	利 用 者	●単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方●一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい方●施設を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある方 など				
		●冊託 / による 宏重など日常先活 Lの採曲	●世話人による、家事など日常生活上の援助 ●生活支援員による、食事や入浴、排せつなど介護サービスの提供 ●職員の配置が常時必要 ●併設型または単独型短期入所を必ず設置 ●地方公共団体が設置する協議会等からの定期的な評価をうけ、サービスを提供(事前に協議会等の評価を受ける必要がある)	●世話人による、家事など日常生活上の援助●介護サービスについては、外部の居宅介護事業所に委託→ 受託居宅介護事業所のホームヘルパーによる介護サービスの提供		
	管理者	サービス提供に必要な知識及び経験を有する者・常勤1名 (管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は、他の事業所、施設等の職務に従事可能)				
	サービス管理	・利用者が30 利用者の数を30で除した数以上	0人以下 1人			
	責任者 	・利用者が31	1~60人以下 2人			
1		常勤換算	常勤換算	常勤換算		
八員配	世話人	・利用者の数を6で除した数以上	・利用者の数を5で除した数以上	・利用者の数を6で除した数以上		
置		(世話人を「5:1」、「4:1」で配置した場合は報酬に反映)	(世話人を「4:1」、「3:1」で配置した場合は報酬に反映)	(世話人を「5:1」、「4:1」で配置した場合は報酬に反映)		
基準				※ 制度改正時に「10:1」の配置であれば当分の間10:1の配置が可能		
		常勤換算				
	生活支援員	・障害支援区分3の利用者を 9 で除した数				
		・障害支援区分4の利用者を 6 で除した数	の合計数以上	生活支援員の配置は不要		
		・障害支援区分5の利用者を 4 で除した数				
		・障害支援区分6の利用者を 2. 5 で除し				
	夜間支援従事者		<u>必ず配置(夜勤)</u>	必用に応じて配置(夜勤 または 宿直)		
	設置場所	住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域。 <u>入所施設及び病院の敷地内にあってはならない。</u>				
	最低定員	指定事業所の定員 <u>4名以上</u>				
	居室の定員 ・面積	本 体 住 居 の 居 室 … 定員:1名 (必要と認められた場合2名も可) 面積:(<u>収納設備を除く</u>)7.43㎡以上(内法)				
設		サテライト型住居の居室 ··· 定員:1名 面積:(収納設備を除く)7.43㎡以上(内法)				
備基	1共同生活住居	新規に設置する場合 2~10人まで	2~20人まで	新規に設置する場合 2~10人まで		
準	あたりの定員	既存建物を活用する場合 2~20人まで	2 · 20/3 C	既存建物を活用する場合 2~20人まで		
	ユニットの定員	2人以上 <u>10人以下</u>				
	その他	居室の他、日常生活を営む上で必要な設備をユニットごとに設けること。				
		(従業者を含めた事業所関係者が一堂に会せる食堂・居民	間、台所、便所、洗面設備、浴室、等)			

2 共同生活援助 職員の役割及び業務内容

	役割及び業務内容	資格等	勤務条件
管理者	【後割】事業所の全体のマネジメント (業務内容】 ・ 利用者の安全確保 ・ 防犯、防災対策 ・ 適切な職員配置 ・ 損額賠償に関する業務 ・ 行事、地域交流等の実施 ・ 関係機関との連携 ・ 職場環境の改善 ・ 組織のルール作り	グループホームのサービ スを提供するために必要 な知識及び経験を有す る者	<u>従</u> 。ただし、業務に支障がない場合は、兼職可。
サービス 管理責任者	【役割】利用者支援に係る計画の作成(個別支援計画の作成等) 従業者に対する技術指導・サポート等 【業務内容】 ・ 利用者に対するアセスメント ・ 個別支援計画の説明と同意 ・ サービス提供内容の管理 ・ サービス提供プロセスの管理 ・ 個別支援計画策定会議の運営 ・ 従業者の相談・助言 ・ サービス提供記録の管理 ・ 利用者からの苦情の相談 ・ 事業所内の支援に係る会議の開催 ・ 支援内容に関連する関係機関との連絡調整 ・ 管理者への支援状況報告 等	実務経験・研修を修了していることが必要 (場合によっては、資格が必要) ※「4 サービス管理責 任者の実務経験早見表」 を参照	等の兼務につい て」を参照 非常勤や兼務も 可能
世話人	【役割】入居者の直接介助、相談 等 【業務内容】食事の提供、掃除・洗濯・健康管理・金銭管理・服薬管理の援助 日常生活に必要な相談・援助 等	障害者の福祉の増進に 熱意があり、障害者の日	非常勤や兼務も可能
生活支援員	【役割】入居者の直接介助 【業務内容】食事や入浴、排せつ等の介助 等	然息があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者	非常勤や兼務も 可能 ※外部サービス利 用型は不要
夜間支援 従事者	【役割】夜間及び深夜の時間帯を通じた直接介助 【業務内容】利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、 緊急時の対応等を行う。	_	非常勤や兼務も 可能 夜間に支援が必 要な場合に配置

3 管理者、サービス管理責任者等の兼務について

	人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年9月29日厚労令171) 人員、設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発1206001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)		兼務について	勤務表の取扱い
管理者	指定共同生活援助事業所ごとに専ら その職務に従事する 常勤の 管理者を 置かなければならない。ただし、指定 共同生活援助事業所の管理上支障 がない場合は、当該指定共同生活援 助事業所の他の職務に従事させ、又 は他の事業所、施設等の職務に従事 させることができるものとする。	原則として、 与ら当該争条所の管理条務に促争するもの。 「たたし、当該事条所の管理業務に支障が無いときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ア 当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 イ 当該事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援 拡乳等の管理表表と出ての際務に従	○当該GH又は併設されている障害福祉サービス事業所等の従業者であれば兼務可能 ○複数の職種を同時並行的に行い、働いたすべての時間について、すべての職種にカウントすることができる。 ○業務に支障がない範囲であれば夜間支援従事者も兼務可能 ○法人常勤か否かを問わず、併設されていない事業所(同法人の他GHを含む)は兼務不可	○常勤⇒就業規則に定める時間数を勤務する必要がある。○複数職種を同時並行的に行う場合は、全職種で業務時間を計上可(例)世話人兼務の場合、世話人の時間にも計上可
サービス	専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。	○常勤換算方法により必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から必要な勤務時間帯が確保されている必要があること。 ○指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者については、当該指定共同生活援助事業所に置かれる世話人又は生活支援員のいずれかの職務と兼務して差し支えない。ただし、当該指定共同生活援助事業所における入居定員が20人以上である場合には、出来る限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めること。	○どの職種も兼務可能 ○非常勤でも可 ○常勤換算による配置が求められているわけではないが、30人につき1人配置となっていることを勘案して配置することが望ましい。 ○精神通過型の常勤世話人と兼務する場合は、常勤が勤務すべき時間数の過半数を世話人として勤務することが望ましい。	兼務の場合は、時間数を分けて記載する。 ⇒サビ管と世話人を兼務 :サビ管としての時間と世話人としての時間を分けて記載 ⇒他事業所のサビ管と兼務 :兼務先の要件を確認し、問題なければ兼務可能
	専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。	○指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて一日の活動 終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当 該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するもの とする。	○ 原則として専従 (GHの世話人としての勤務時間中はGH専従であること) ○他職種と兼務可能 ② 精神通過型の場合は、常勤の世話人が必要 。 常勤世話人が当該事業所のサビ管、管理者を兼務することも可能。なお、ここでいう「常勤」は事業所単位ではなくユニット単位で常勤者が勤務すべき時間数に達している場合とする。なお、サビ管と兼務する場合は、常勤が勤務すべき時間数の過半数を世話人として勤務することが望ましい。	兼務の場合は、時間数を分けて記載する。 ⇒サビ管と世話人を兼務 :サビ管としての時間と世話人としての時間を分けて記載
生活又抜貝	専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。	○指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。○生活支援員の業務の全部又は一部を他の事業者に委託することができることを定めた。再委託は認められない。	○原則として専従 (GHの生活支援員としての勤務時間中はGH専従であること)◎精神通過型の代替世話人が当該事業所の生活支援員を兼務することは可能。ただし、時間数は区分する必要がある。	兼務の場合は、時間数を分けて記載する。⇒サビ管と世話人を兼務:サビ管としての時間と世話人としての時間を分けて記載

用語の定義 (解釈通知 第二 2)

「常勤」

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)に達していることをいうものである。 ただし、 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76 号)第23 条第1項に規定する所定労働時間の 短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。

短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30 時間として取り扱うことを可能とする。 また、当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

「専従」 「専ら従事 する」

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務 時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

4 サービス管理責任者の実務経験早見表

$\stackrel{f \omega}{=}$			/ /= FA :	Net.	
業			実務経験年数		
務			任用	国家	
内	従事先事業名・従業先施設名	資格	資格	資格	
容		無	等有	等有	
台			(※3)	(※4)	
Α	①地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業				
相談	②児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、 知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援 センター			通算な	
支援業	③障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉 センター、救護施設、厚生施設、介護老人保健施設、地域包括支援 センター	通算5年以上		通算3年以上	
務	④障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	年以		か	
伤	⑤特別支援学校	上上	· ·通 ·	つ	
··	⑥病院若しくは診療所(ただし、以下の者に限る)			国	
1	社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の 修了者、国家資格(※4)所有者、A①~⑤での従事・従業期間が1年 以上の者		通算5年以上	国家資格等による業務3年以上	
	⑦その他これらに準ずると都道府県知事が認めたもの			に	
B 直	①障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健 施設、療養病床			」 よる 業	
接支	②障害福祉サービス事業、障害児通所事業、老人居宅介護等事業	通質		務	
援業	③病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	8] 	
務	④子会社、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号に 規定する助成金の支給を受けた事業所	通算8年以上		以上	
* 2	⑤特別支援学校	$\parallel ^{\perp} \parallel$			
<u>ر</u>	⑥その他これらに準ずると都道府県知事が認めたもの				

※1 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常 生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※ 2 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※3 任用資格等有

社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者

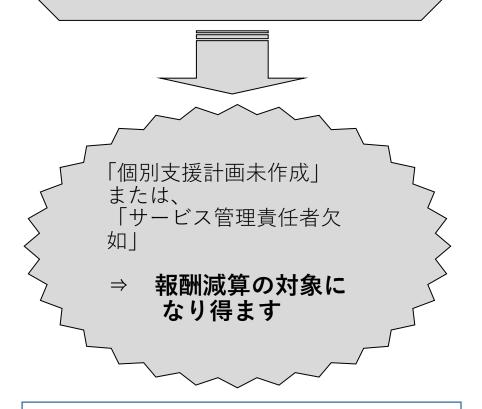
※4 国家資格等有

以下の国家資格等による業務に3年以上従事している者

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

サービス管理責任者の変更において、後任者の実務経験が足りないケースが多く見受けられます。

サービス管理責任者の実務経験については、念入りに確認してください。



実務経験の年数を満たしている方を雇用することが厳しい状況かと思いますが、円滑な事業運営のためご協力ください。

5 サービス管理責任者の要件となる実務経験について

サービス管理責任者の要件となる実務経験とは、

- <u>第1及び第2の期間が通算して5年以上であること</u> <u>第3の期間が通算して8年以上であること</u>
- ② **第1から第3までの期間が通算して3年以上かつ第4の期間が通算して3年以上であること** のいずれかとする。なお、以下「法」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律をいう。

<詳細>

平成18年9月29日厚生労働省告示第544号 平成31年3月29日厚生労働省告示第109号 参照

- 第1 次の①から⑦に掲げる者が、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間
- ① ・地域生活支援事業(法第77条第1項及び第78条第1項)の従事者
 - ・障害児相談支援事業(法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第6条の2第1項)の従事者
 - ・身体障害者相談支援事業(法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項)の従事者
 - ・知的障害者相談支援事業(法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条)の従事者
- ② ・児童相談所(児童福祉法第12条第1項)の従業者
 - ・身体障害者更生相談所(身体障害者福祉法第11条第2項)の従業者
 - ・精神障害者社会復帰施設(法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項)の従業者
 - ・知的障害者更生相談所(知的障害者福祉法第12条第2項)の従業者
 - ・福祉に関する事務所(社会福祉法第14条第1項)の従業者
 - ・発達障害者支援センター(発達障害者支援法第14条第1項)の従業者
- ③ ・障害者支援施設の従業者
 - ・障害児入所施設(児童福祉法第7条第1項)の従業者
 - ・老人福祉施設(老人福祉法第5条の3)の従業者 ※通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等
 - ・精神保健福祉センター(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項)の従業者
 - ・救護施設及び更生施設(生活保護法第38条第2項、第3項)の従業者
 - ・介護老人保健施設及び介護医療院(介護保険法第8条第28項、第29項)の従業者
 - ・地域包括支援センター(介護保険法第115条の46第1項)の従業者
- ④ ・障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項)の従業者
 - ・障害者雇用支援センターの従業者
 - ・障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項)の従業者
- ⑤ ・特別支援学校、盲学校、聾学校、養護学校の従業者
- ⑥ ・病院若しくは診療所(健康保険法第63条第3項)の従業者(社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者)、 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修の修了者、第4に掲げる資格を有する者並びに第1の①から⑤に掲げる従事者 及び従業者としての期間が1年以上の者に限る。)
- ⑦ ・その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者

- 第2 次の①から⑥に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項各号のいずれかに該当するもの)又は精神障害者社会復帰指導員任用資格者(廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当するもの)(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行った期間、その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行った期間、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。)に従事した期間
- ① ・障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の従業者 ・病院又は診療所の病室であって療養病床(医療法第7条第2項第4号)に係る従業者
- ② ・ 障害福祉サービス事業の従事者
 - ・障害児通所支援事業(児童福祉法第6条の2の2第1項)の従事者
 - ・老人居宅介護等事業(老人福祉法第5条の2第2項)の従事者 ※訪問介護等
- ③ ・病院若しくは診療所又は薬局(健康保険法第63条第3項)の従業者
 - ・訪問看護事業所(健康保険法第89条第1項)の従業者
- ④ ・子会社(障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項)の従業者 ・助成金(障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号)の支給を受けた事業所の従業者
- ⑤ ・特別支援学校、盲学校、聾学校、養護学校の従業者
- ⑥ ・その他これらの者に準ずると都道府県知事が認めた者
- 第3 第2①から⑥に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でないものが、直接支援の業務に従事した期間
- 第4 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間
- 注)ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上であることを言うものとする。 例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。
- 注)社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援の業務には、社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる。
- 注) 国家資格等による業務に通算3年以上従事している者による相談支援の業務及び直接支援の業務は、国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でもよい。

6 短期入所の類型ごとの基準

		併設型	空床利用型	単独型	
	利 用 者	【福祉型】 ●障害支援区分が区分1以上である障害者 ●障害児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児			
		【医療型】 ●遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン	疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等	_	
-	サービス内容	入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援			
	管理者	原則として管理業務に従事するもの(支障がない場合は兼務可)			
人員配置基準	生活支援員等	【共同生活援助・宿泊型自立訓練】 ※併設事業所のサービス提供時間帯 グループホーム・宿泊型自立訓練の利用者数及び短期入所の利 を当該事業所の利用者数とみなした場合において、当該事業所に 援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上		利用者:生活支援員=6:1以上 ※指定生活介護事業所等(※)で行う場合は、指定生活介護等 のサービス提供時間帯は、当該事業所の利用者数及び短期入	
		【それ以外】 <u>当該施設の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした</u> 場合において、当該施設として必要 とされる数以上		所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者の数とみなした場合において、当該事業所として必要とされる数以上	
	設置場所	●指定障害者支援施設等 (指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び負 設。指定共同生活援助事業所(グループホーム)、指定宿泊型自立	●短期入所のみの事業所 ●指定生活介護事業所等 (指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立 訓練(生活訓練)事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定就労移 行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B 型事業所、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同 生活援助事業所、児童福祉法第21畳の5の15第1項に規定する障害 児通所支援事業所)		
	定員				
設 備 基 準 等	設備	併設事業所及び併設本体事業所の効率的運営が可能であり、かつ、 <u>当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所事業の用に供することができる</u> 。	その居室を利用する当該施設として必要とされる設備を有することで足りる。	 ●居室・・・1つの居室の定員は4人以下 地階には設けてはならない。 1人あたりの床面積は8平方メートル以上(収納設備等を除く)寝台又はこれに代わる設備を備える。ブザー又はこれに代わる設備を設ける。 ●食堂・・・食事の提供に支障がない広さ必要な備品を備える。 ●浴室・・・利用者の特性に応じたもの ●洗面所・便所・・・居室のある階ごと 	
				利用者の特性に応じたもの	

7 職員の役割及び業務内容等

	役割及び業務内容	勤務条件
管理者	【 (できる) 事業所の全体のマネジメント	原則として管理業務に 従事するもの(支障が ない場合は兼務可)
生活支援員等	【役割】 入所者の直接介助 【業務内容】 食事や入浴、排せつ等の介助、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行う。等	